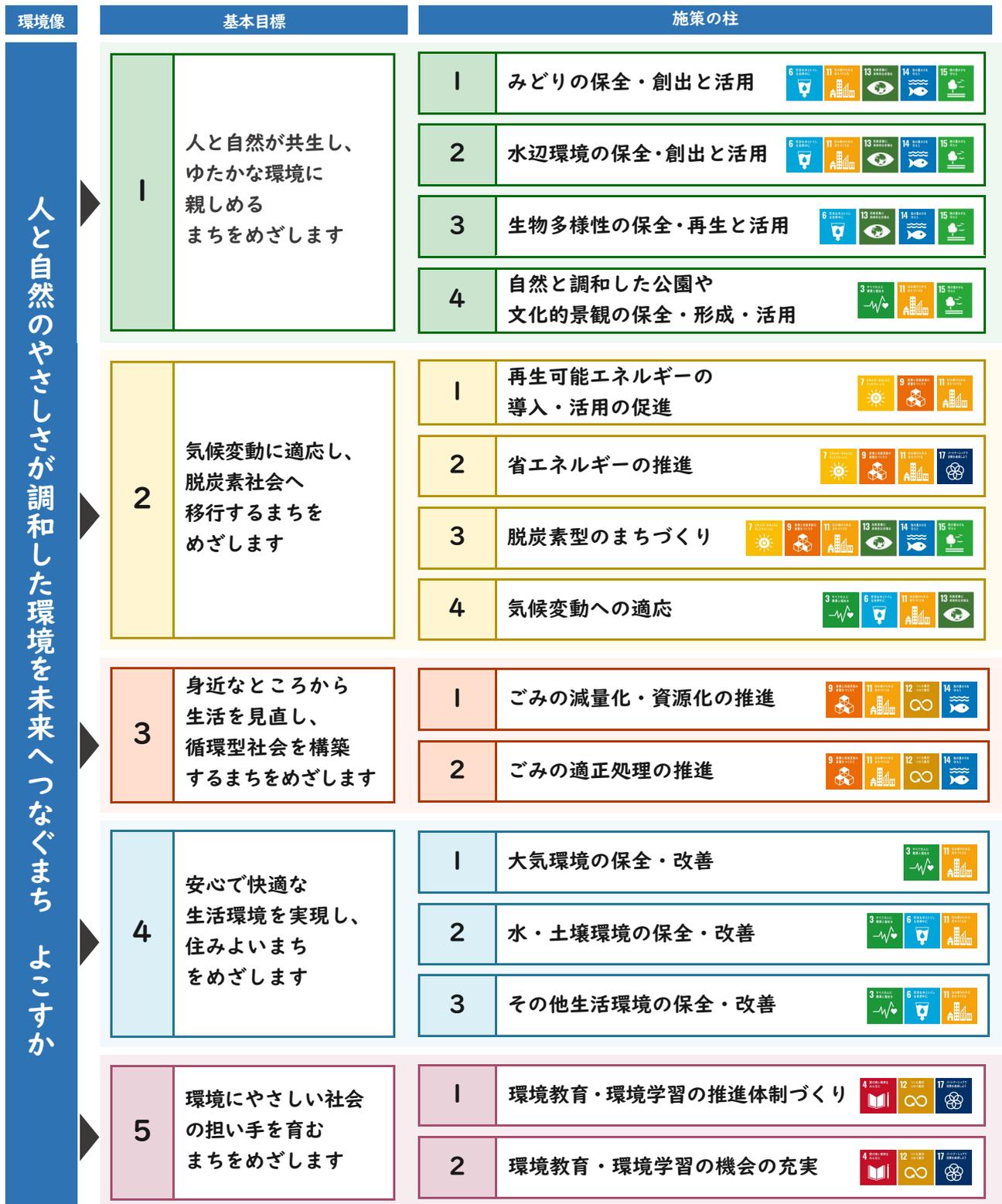


第4章 基本目標の実現に向けた施策の展開

計画の体系図



2026年（令和8年）3月一部改定

施策の方向

- i. みどりの保全を推進します
- ii. みどりの創出を推進します

- iii. みどりとのふれあいを推進します

- i. 河川環境の保全・創出を推進します
- ii. 海域環境の保全・創出を推進します

- iii. 水とのふれあいを推進します

- i. 生物多様性保全にかかる基本的戦略を推進します
- ii. 多様な生物が生息・生育・繁殖できる地域環境を保全・創出・活用します

- iii. 外来生物対策を推進します

- i. 公園および緑地の維持・管理・利活用を推進します
- ii. 良好な風致の維持と保全を推進します

- iii. 地域特性を活かした文化的景観の形成を推進します

- i. 再生可能エネルギーの導入を促進します
- ii. エネルギーの地産地消を推進します

- i. 家庭における省エネルギーを推進します
- ii. 事業活動における省エネルギーを推進します

- i. 拠点ネットワーク型都市のまちづくりを推進します
- ii. 温室効果ガス吸収源に関する取り組みを推進します

- iii. ヒートアイランド対策を推進します

- i. 自然災害による影響の回避・軽減に取り組みます
- ii. 市民生活における影響の回避・軽減に取り組みます

- i. 「3R+1」の取り組みを推進します
- ii. 環境にやさしいライフスタイルへの転換を推進します

- iii. 分別・排出のルールづくりを推進します
- iv. 市民・事業者の活動を支援します

- i. 一般廃棄物の適正な排出を推進します
- ii. 事業系ごみの適正な排出を推進します

- iii. 効率的なごみ処理を推進します

- i. 大気環境の測定による状況把握に努めます
- ii. 大気汚染を未然防止するための指導をします

- i. 水環境の測定による状況把握に努めます
- ii. 水質汚濁・土壌汚染を未然防止するための指導をします

- iii. 生活排水の適正処理を推進します

- i. 騒音・振動の状況把握に努めます
- ii. 騒音・振動・悪臭による公害防止のための指導をします

- iii. 化学物質（ダイオキシン類）による環境リスクの低減に努めます

- i. 自ら行動する人を育みます
- ii. 各主体間の連携・協働を推進します

- i. あらゆる人が参加できる機会・場づくりを推進します
- ii. 情報提供・普及啓発を推進します

リーディングプロジェクト

基本目標

I

人と自然が共生し、
ゆたかな環境に親しめるまちをめざします

(1) 基本目標でめざす姿と指標

① 基本目標でめざす姿

本市は、三方を海に囲まれ、丘陵地にみどりが残るなど、首都圏にありながら水辺やみどりの自然環境に恵まれたまちです。

これらの自然環境は、私たちのゆたかな生活を支えている多様な生物の生息・生育・繁殖の場となるだけでなく、人々が身近に自然と親しむことのできる場として本市特有の景観を作り出しており、個性ある都市イメージを形成しています。

こうした自然環境を有する一方、自然災害のリスクを低減することが重要となることから、自然の地形に沿った水系単位での治水対策を行う「流域治水」の考え方や、社会資本整備にあたり自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進める「グリーンインフラ」の考え方は、まちの防災・減災面においても、重要な役割を担っています。

また、自然環境は、多様な生物が互いにつながりあい、作用することにより、バランスを保ちながら成り立っています。しかし、利便性やゆたかさを追求した私たちの営みにより、生態系バランスが崩れ、多くの種が絶滅の危機にさらされており、結果として、自然から様々な恩恵を受けている私たちの生活にも影響が表れるなど、生物多様性の確保は世界的な課題となっています。

こうした背景から、自然環境は「市民共有の財産」であるという意識を持ち、開発や人の管理が行き届かなくなったことによる自然の質の変化や、外来生物による影響を認識するとともに、生物多様性に配慮しながら、自然環境を適切に保全・創出・活用することが求められます。

また、身近に自然とふれあうことができる場としてだけでなく、災害時には、地域の避難拠点になるなど、市民生活に関わりの深い都市公園や緑地などのオープンスペースについても、整備・管理が進められた姿を目指します。

② 施策の体系

人と自然が共生し、ゆたかな環境に親しめるまちをめざします

施策の柱 1	みどりの保全・創出と活用
施策の柱 2	水辺環境の保全・創出と活用
施策の柱 3	生物多様性の保全・再生と活用
施策の柱 4	自然と調和した公園や文化的景観の保全・形成・活用

③ 基本目標達成の目安となる指標

2026年（令和8年）3月一部改定

2029年度（令和11年度）指標

みどりの保全・創出と活用

- ・ 緑被率（みどりの総量）の維持・向上をめざします：**53.1%**
- ・ 近郊緑地保全区域を維持します：**1,012ha**

生物多様性の保全・再生と活用

- ・ 自然共生サイトの面積を増やします：**193.9ha**

自然と調和した公園や文化的景観の保全・形成・活用

- ・ 都市公園面積を維持し、適切な配置をめざします：**696.1ha**



図 4-1 立石公園



図 4-2 野比かがみ田緑地



図 4-3 谷戸と斜面緑地が近接した市街地



図 4-4 前田川

(2) 施策の柱ごとの方針

施策の柱Ⅰ みどりの保全・創出と活用

■ これまでの取り組みと課題

本市には、首都圏における貴重な生態系の核となる丘陵のみどりや、斜面緑地、谷戸、里山的環境、生産緑地、市街地のみどりなど、多様なみどりが存在しています。

これらのみどりは多様な機能を有しており、二酸化炭素などの温室効果ガス吸収源や多様な生物の生息・生育・繁殖の場、人々が身近に自然と親しむことのできる場となるほか、本市特有の景観を形成するなど、重要な役割を果たしています。

これまで、市域のみどりを保全するための取り組みとして、どの場所にどれだけのみどりがあるか把握する緑被率調査を実施するほか、長坂地区などにおいて、樹林地管理や復田をはじめとした里山的環境保全・活用事業を推進してきました。

また、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める「グリーンインフラ」の概念がまちづくりへ導入されつつあり、緑化による気温上昇の抑制や雨水の貯留・浸透施設の整備による防災・減災効果などが期待され、地域の課題解決のために自然や施設・空間の持つ機能を積極的に活用することが重要となります。

今後も、みどりの保全・創出に取り組むとともに、みどりとふれあうことのできる拠点を充実させ、自然の機能を活用した都市づくりに取り組んでいくことが求められます。



図 4-5 まとまりあるみどりによる区分

出典：横須賀市みどりの基本計画

■ 施策の方向と実現に向けた取り組み

i みどりの保全を推進します

本市には、三浦半島の骨格を形成する丘陵のまとまりのあるみどりや、生産緑地、市街地のみどりなど、多様なみどりを身近に感じることができます。

これらのみどりの量を維持・向上させるために、緑被率調査などによる現状把握に努めるとともに、各種法令や制度を活用したみどりの保全を推進します。

また、短時間強雨や大型化する台風の影響による被害を防ぐために、樹林地などにおいては、安全面を考慮する必要があることから、みどりの量だけでなく、その機能や役割を発揮させることにより得られる効果である「質」を高める取り組みを推進します。

ii みどりの創出を推進します

市街地のみどりは、ヒートアイランド現象を緩和する機能を持つほか、都市に潤いを与え、都市の魅力を向上させる機能を担っています。

しかし、本市の市街地におけるみどりは、斜面緑地がその多くを占めており、市街地のみどりが少ないことから、今後も積極的な緑化を推進します。

緑化の推進にあたっては、既存の施設および緑化重点地区の指定を行うなど、各種制度を活用し、市民・事業者の緑化支援および民有地の緑化を推進します。

また、市が管理する公共施設についても積極的に緑化を推進します。

iii みどりとのふれあいを推進します

多様な機能を持つみどりは、人々の心にやすらぎをもたらすほか、まちの防災や人々の健康面に寄与するなど、私たちの生活に大きく関わっています。

地域の人々のコミュニケーションの場となる公園や緑地、親水空間など身近な公共施設の整備を進め、みどりを身近に感じることのできる憩いの空間として活用するほか、自然環境をフィールドとしたエコツアーや里山的環境の保全・再生の取り組みなどを通じ、地域資源であるみどりと身近にふれあうことのできる拠点の充実を図り、人々とみどりとのふれあいを推進します。

■ 市民・事業者ができること（例）

- 民有斜面緑地など私有地のみどりの適正な維持管理
- 里山的環境を保全・再生・活用する活動への参加
- 「民有地緑化支援制度」などを活用した、所有地の道路面・駐車場や所有建築物の壁面・屋上緑化

■ 施策の方向と実現に向けた取り組み

i 河川環境の保全・創出を推進します

市内を流れる河川や、上流部のみどりなどが一体となった自然環境は、生物の生息・生育・繁殖環境としての機能のほか、治水機能など、防災面に寄与する機能を有しています。

こうしたことから、河川を単独のものとして捉えるのではなく、周辺環境を踏まえ、流域単位で河川環境を捉えることが重要となります。

自然の有する特性やメカニズムを活用した整備の推進を検討するとともに、市民、事業者、市民団体、市の協働による美化活動を行うなど、維持管理を推進し、河川環境の保全・創出を進めます。

ii 海域環境の保全・創出を推進します

本市は、三方を海に囲まれ、猿島や荒崎、天神島周辺、秋谷などの自然海岸は特徴ある海岸景観を創出しています。

海域においては、漁業や船舶の航行、レクリエーションの場としての利活用がなされており、海は本市に欠かせない環境資源となっています。

今後も海岸景観を考慮した海岸の侵食対策や高潮対策に取り組み、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めるとともに、干潟や藻場などの浅海域をはじめとした海域環境を保全・創出し、生態系を保全する取り組みを推進します。

また、市民、事業者、市民団体、市の協働により海岸の美化活動を行うなど、多様な魅力と可能性を持った海洋環境の魅力をより一層向上させるとともに、環境再生に寄与する取り組みを進めます。

iii 水とのふれあいを推進します

私たちの暮らしにやすらぎと潤いを与え、賑わいを創出する観光資源としても活用される水辺環境は、本市特有の景観を形成する要素の一つです。

こうした水辺環境にふれあうことのできる場として、親水空間や水辺環境の整備を推進するとともに、レクリエーションや環境教育・環境学習などの自然体験の場としての活用を進め、環境資源である水辺環境に親しみ、水辺環境保全の意識向上を図ります。

■ 市民・事業者ができること（例）

- 河川や海岸の美化活動への積極的な参加
- 市内の親水空間などの施設を通じた水環境に対する関心の向上
- 浄化槽の定期的な清掃・保守点検・法定検査の実施

■ これまでの取り組みと課題

三浦半島の中央に位置する本市は、コンパクトな範囲に多様な自然環境が存在し、それぞれの環境に応じた植物や昆虫、水生生物、野鳥など、特徴ある生物を見ることができます。

これらの多様な生物の生息状況や課題を把握するために、博物館や自然環境活動団体と協力した自然環境調査を実施し、ゆたかな自然と親しむためのツールとして、ガイドブックを作成するほか、生物多様性の確保に関する地域の取り組みの検討する際の基礎資料として活用するなど、取り組みを進めてきました。

また、生物多様性を確保するうえで重要となる里地里山について、本市では、現在もしくは過去に水田や雑木林などが存在し、それらの要素が人々の生活にとって身近な自然環境となっている地域（里山的環境）を市民、事業者、市の連携により保全・再生・活用する事業を推進してきました。

里山的環境が有する水田や雑木林などの維持管理を継続的に行うことで、生物多様性を確保し、自然と身近にふれあうことのできる場と機会を創出しています。

一方で、かつて三浦半島には存在していなかった外来生物が多く繁殖するようになり、生態系への影響や生活被害を及ぼしていることから、特定の生物だけが突出して優位性を持つことなく、バランスを保てるよう「アライグマ」や「クリハラリス」（タイワンリス）などの特定外来生物の防除を行ってきました。

今後も、ゆたかな生物多様性がもたらす生態系サービスに関する理解や生態系保全の重要性に対する認識を深める取り組みを推進するとともに、取り組みを継続して行うための体制づくりが求められます。

また、外来生物の動向に注意を払い、生態系への被害状況や防除の必要性について、広く周知・啓発を図ることが求められます。



図 4-7 沢山池の里山（はざかけのようす）



図 4-8 沢山池の里山（田植えのようす）



図 4-9 クリハラリス（タイワンリス）

写真提供：NPO 法人三浦半島生物多様性保全



図 4-10 アライグマ

写真提供：関西野生生物研究所

■ 施策の方向と実現に向けた取り組み

2026年（令和8年）3月一部改定

i 生物多様性保全にかかる基本的戦略を推進します

生物多様性の状況は地域固有であることから、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取り組みを進めるためには、各地域の特性に応じた地域戦略に基づき、様々な施策を横断的・総合的に推進することが求められます。

生物多様性地域戦略としても位置付けている「横須賀市みどりの基本計画～生きもののめぐみを未来へつなぐ～」に基づき、生物多様性の損失を防ぎ回復させるとともに活用するための取り組みを推進します。

また、市内の生物多様性保全エリアの「自然共生サイト」への認定を進めるなど、本市の希少な生物や良好な自然環境の保全を効率的かつ一体的に進めます。

ii 多様な生物が生息・生育・繁殖できる地域環境を保全・創出・活用します

生物多様性の確保のためには、様々なオープンスペースのみどりを保全・創出し、より良い状態にしていくことで、生物の生息・生育・繁殖の基盤となる場を確保することが求められます。

これまで、生物多様性を確保するうえで重要となる里山的環境の保全・再生を進め、生物の生息・生育・繁殖の基盤となる場を確保するとともに、身近な自然にふれあう場として、活用を進めてきました。

今後も地域の貴重な自然環境の変化に目を配り、里山的環境の保全・再生・活用事業など、市民、事業者、市民団体と協働した取り組みを進めるとともに、保全活動の担い手となる後継者の育成など、生物多様性の確保に関する取り組みを継続して行うための体制を整備します。

iii 外来生物対策を推進します

近年、かつて三浦半島には存在していなかった外来生物が多く繁殖するようになり、主に外来生物による生態系への影響や生活・農業被害が発生しています。

こうしたことから、被害の低減を図るため、今後も「アライグマ」や「クリハリリス」（タイワンリス）など哺乳類の特定外来生物の防除を行うとともに、三浦半島の生態系に影響を及ぼしている「オオキンケイギク」など、植物の特定外来生物の防除についても必要に応じて検討します。

また、外来生物による生態系への被害状況や防除の必要性について、広く周知・啓発を図り、継続的な監視と拡大を防ぐための取り組みを進めます。

■ 市民・事業者ができること（例）

- 里山的環境の保全・再生活動などに参加する
- 特定外来生物や有害鳥獣に関する正しい知識を身につける
- ペットは最後まで責任を持って飼う
- 本来その地域に存在しない生物を持ち込まない
- 生物を大切にし、野鳥や昆虫、植物など生物をおやみに持ち帰らない

■ これまでの取り組みと課題

これまで、一般に立ち入ることのできなかった旧軍施設（国有地）の多くが市に譲渡されたことを受け、都市公園として整備を進めたほか、買い取りや寄附により市有地となった樹林地を都市公園として位置付け、緑地保全事業を進めてきました。

こうした取り組みを進めた結果、市民一人あたりの都市公園面積は増加し、県内でも公園整備が進んでいる状況です。

また、プロスポーツチームとの連携をはじめとした官民連携事業の取り組みや、都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法である「Park-PFI」事業を進めるなど、本市の活力と個性を支える公園の整備を推進してきました。

これらの公園やオープンスペースは、市民の憩いの場となるだけでなく、生物多様性の確保の拠点や災害時の避難場所となるなど、多様な機能を有しており、市民生活を支える基盤となっている地域資源です。

こうしたことから、今後も安全に長期間使用できるよう適切な維持管理を行い、市民ニーズを踏まえた公園の整備・管理・利活用を進める必要があります。

また、本市には、公園やオープンスペースをはじめとした多様なみどりと水辺環境などの自然的景観に加え、歴史的・文化的資産が数多く存在し、自然環境とともに特徴ある景観を形成しています。

これまでも歴史的・文化的資産の調査や維持管理を進めてきましたが、先人から受け継いだ地域の自然や歴史・文化に根ざした景観、文化財などの地域資源を守り、将来へ継承していくために、適切に保存していくことが求められます。

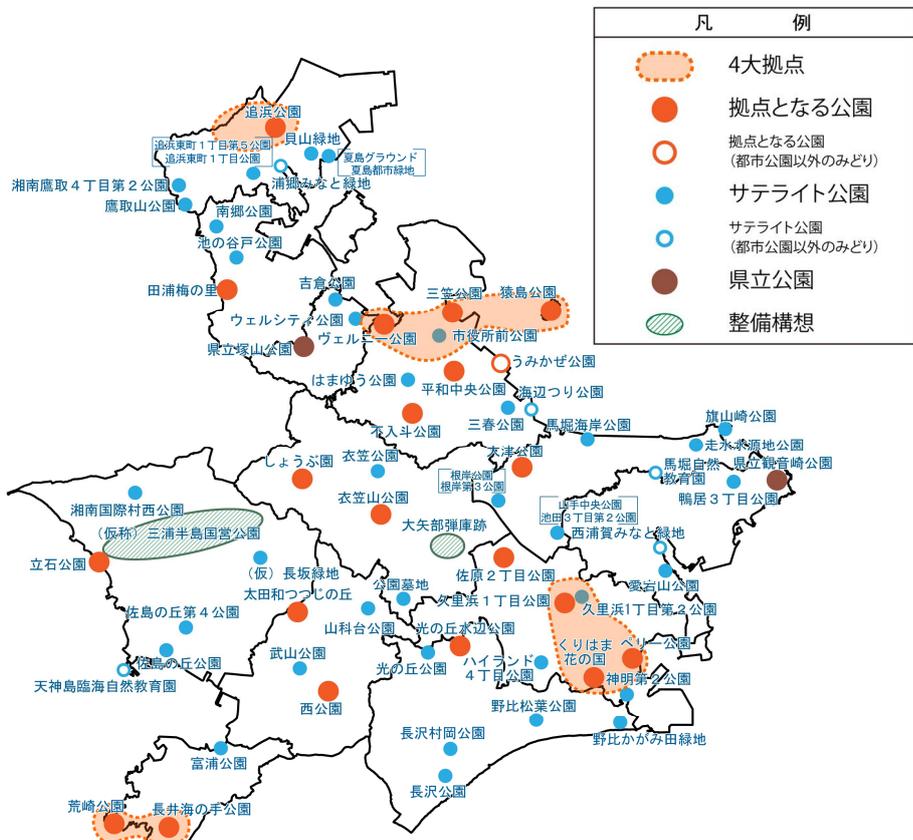


図 4-11 公園の将来像図（2021 年度（令和 3 年度）時点）

資料：横須賀市みどりの基本計画を一部修正

■ 施策の方向と実現に向けた取り組み

i 公園および緑地の維持・管理・利活用を推進します

公園や緑地は、市民の憩いの場や生物多様性の確保の拠点、災害時の避難場所となるなど、多様な機能を有しており、市民生活を支える基盤となっています。

また、まちの魅力や価値の向上に向けた視点からも、都市公園をより柔軟に使いこなし、多様な機能を都市、地域、市民のために発揮できるように、取り組みを推進します。

取り組みの推進にあたっては「横須賀市都市公園の整備・管理の方針」（2022年（令和4年）3月策定）に基づき、公園・緑地の特性を活かした整備や利活用を行い、地域コミュニティや地域の活性化につなげるとともに、災害時の拠点として、安全に長期間使用できるように維持・管理を進めます。

ii 良好な風致の維持と保全を推進します

自然的要素に富んだ景観は、都市環境の保全を図るために重要であることから、本市の多様なみどりははじめとした、自然環境と一体となって形成される良好な風致におけるみどりのあり方について検討します。

また、都市における樹林地、海浜地などの良好な自然的景観およびそれと一体となった史跡名勝などを含む区域の環境を保全し、良好な都市環境を維持することを目的として定める風致地区について、風致地区制度の運用によって適切に維持するとともに保全を推進します。

iii 地域特性を活かした文化的景観の形成を推進します

地域の自然や歴史・文化に根ざした資産は、自然環境とともに本市の文化的景観のシンボルとなっており、地域や市民の誇りとなるものです。

良好な景観形成の核となっている樹木を景観重要樹木として指定するほか、先人から受け継ぎ、守ってきた本市の歴史・文化・自然に関する資産を将来へ継承していくため、文化遺産の保存とその魅力を発信する取り組みを支援し、資源の活用を図ります。

■ 市民・事業者ができること（例）

- ボランティア活動などの取り組みへの積極的な参加
- 地域の自然環境の保全活動への積極的な参加
- 身近な歴史的遺産、文化財の保護

気候変動に適応し、 脱炭素社会へ移行するまちをめざします

(1) 基本目標でめざす姿と指標

① 基本目標でめざす姿

近年、地球温暖化を主な要因とした気候変動や、それに伴う自然災害の甚大化が世界的な課題となっています。

2015年（平成27年）に開催された「COP21」において「パリ協定」が採択され、2020年（令和2年）以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みとして、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出量削減に世界共通の課題として取り組むことが示されました。

こうした背景を踏まえ、2020年（令和2年）10月には、国の方針として、2050年（令和32年）までに温室効果ガス排出量を全体として実質ゼロにすることを表明するとともに、2021年（令和3年）10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で46%の削減目標を掲げるなど、国内外における脱炭素化の流れが加速しています。

本市においても、2021年（令和3年）1月に「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、同年10月には「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」を制定するなど、2050年（令和32年）までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする脱炭素社会への移行に向け、地球温暖化に関する取り組みが重要となることから、温室効果ガス排出量を削減する「緩和策」の取り組みと、地球温暖化の影響で顕在化している、または将来予測される気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」の取り組みをより一層推進していくことが求められます。

市域における温室効果ガス排出量削減のためには、再生可能エネルギーなどのカーボンフリー電力の導入・活用やエネルギーを効率よく使う省エネルギーの取り組みを進めるとともに、グリーンカーボンやブルーカーボンを活用した吸収源対策など、地域特性を活かした取り組みを進め、脱炭素型のまちづくりを目指す必要があります。

併せて、ゆたかな自然環境や丘陵地が存在する本市の地形を踏まえ、気候変動がもたらす自然災害による被害を回避・軽減するための防災面の取り組みを進め「緩和策」と「適応策」により、地球温暖化対策を総合的に推進し、気候変動に適応した脱炭素社会へ移行するまちを目指します。

② 施策の体系

気候変動に適応し、脱炭素社会へ移行するまちをめざします

施策の柱 1	再生可能エネルギーの導入・活用の促進
施策の柱 2	省エネルギーの推進
施策の柱 3	脱炭素型のまちづくり
施策の柱 4	気候変動への適応

③ 基本目標達成の目安となる指標

2026年（令和8年）3月一部改定

2029年度（令和11年度）指標

再生可能エネルギーの導入・活用の促進

- 公共施設における電気の再生可能エネルギー化を推進します：**50%**

省エネルギーの推進

- エネルギー消費量の削減をめざします：**2013年度比18%削減**

脱炭素型のまちづくり

- 温室効果ガス排出量の削減をめざします：**2013年度比46%削減**

横須賀市ゼロカーボンシティ宣言

現在、地球規模で進んでいる地球温暖化については「パリ協定」の目標達成に向け、2020年（令和2年）10月に、国の方針として「2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロ」にすることを表明しました。

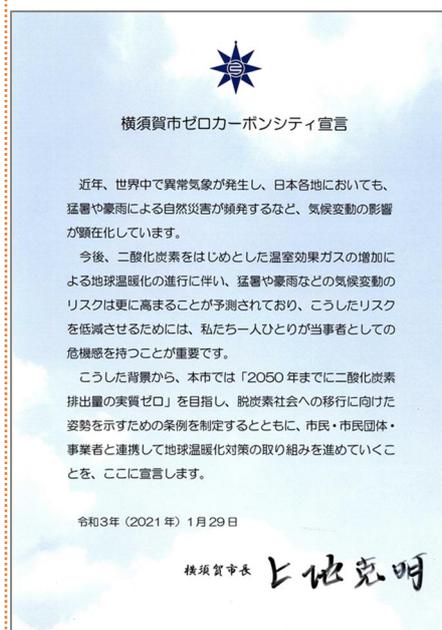
本市においても、脱炭素社会への移行に向けた取り組みを進めていく姿勢を表明するため、2050年（令和32年）までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「横須賀市ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

近年、世界中で異常気象が発生し、日本各地においても、猛暑や豪雨による自然災害が頻発するなど、気候変動の影響が顕在化しています。

今後、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの増加による地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨などの気候変動のリスクは更に高まることが予測されており、こうしたリスクを低減させるためには、私たち一人ひとりが当事者としての危機感を持つことが重要です。

こうした背景から、本市では「2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロ」を目指し、脱炭素社会への移行に向けた姿勢を示すための条例を制定するとともに、市民・市民団体・事業者と連携して地球温暖化対策の取り組みを進めていくことを、ここに宣言します。

令和3年（2021年）1月29日



(2) 施策の柱ごとの方針

施策の柱Ⅰ 再生可能エネルギーの導入・活用の促進

■ これまでの取り組みと課題

2021年(令和3年)10月に策定された国の「第6次エネルギー基本計画」においては、エネルギー政策の基本的視点として「安全性(Safety)」を前提に「エネルギーの安定供給(Energy Security)」、低コストでの電力供給を実現するための「経済効率性の向上(Economic Efficiency)」、温室効果ガス排出量など「環境への適合(Environment)」の「S+3E」の視点が重要であるとしています。

特に、太陽光や風力といった非化石エネルギー源による再生可能エネルギーは、永続的に利用できることに加え、温室効果ガスを排出せず国内で生産できることから、重要なエネルギー源として注目されています。

本市では「横須賀市地球温暖化対策地域協議会」が実施する「よこすかエコポイント」事業への補助を通じて、一般家庭に対し太陽光発電システムをはじめとした環境負荷の少ない機器の設置を促進するなど、再生可能エネルギーの普及啓発および導入促進を行ってきました。

今後は再生可能エネルギーの固定価格買取制度(以下「FIT」という)による売電単価が下がり、制度適用が終了することに伴い、電力の自家消費や蓄電に移行していくことが考えられることから、再生可能エネルギー設備の導入促進を図るとともに、自家消費のための支援が必要となります。

環境への配慮を前提として、誰もが再生可能エネルギーを利用できる環境を整えるとともに、自立分散型電源システムを構築し、地域内で生産された燃料や発電された電力を使用することで、地域内で経済循環が発生するエネルギーの地産地消の実現に取り組むことが求められます。

また、市施設においても積極的な再生可能エネルギーの導入・活用が求められます。

なお、一定規模を超える太陽光発電システムを導入する際には、緑被率への影響、土砂災害への影響、景観への影響などを検討したうえで導入することが求められます。



図 4-12 太陽光発電設備のようす(大矢部中学校)

■ 施策の方向と実現に向けた取り組み

i 再生可能エネルギーの導入を促進します

脱炭素社会への移行にあたり、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガス排出量削減が求められることから、二酸化炭素排出量を実質ゼロにするための取り組みとして、住宅・事業所に対し温室効果ガスを排出しない太陽光や風力といった非化石エネルギー源による再生可能エネルギーおよびその他新エネルギーの普及啓発と導入促進を図ります。

また、特に導入が進んでいる太陽光発電については「FIT」の終了に伴う売電を中心とした運用からの転換を見据え、自家消費を促進するとともに、災害・停電時の非常用電源としての活用を促進します。

ii エネルギーの地産地消を推進します

災害時のライフラインの確保やエネルギーの効率活用といった観点から、地域の特徴を踏まえた分散型エネルギーシステムの活用が注目されています。

大規模発電所からの電力供給に加え、エネルギーの効率活用や地域活性化に繋がる自立分散型電源を活用するVPP^{※1}の構築や、IT技術を活用したスマートグリッド^{※2}の実証などについて検討を進めます。

また、公共施設においても、積極的な再生可能エネルギーの導入および電力利用を促進し、地域内で発電された電力を活用するエネルギーの地産地消を推進します。

■ 市民・事業者ができること（例）

- 再生可能エネルギー（太陽光発電、バイオマス発電など）や、エネルギーの高度利用技術（ヒートポンプ、燃料電池など）の導入
- 再生可能エネルギーの電力の購入
- 固定買取価格制度による買取期間を終えた再生可能エネルギー（卒FIT電源）の自家消費

【用語解説】

※1 VPP（Virtual Power Plant）

：小規模の再生可能エネルギー発電をまとめて制御・管理し、一つの発電所のように機能させること

※2 スマートグリッド

：情報通信技術の活用により、太陽光発電などの再生可能エネルギーによる電源や、各家庭・事業所などの需要家の情報を活用し、最適化を図る電力供給システムのこと

■ これまでの取り組みと課題

国は1979年（昭和54年）に制定された「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）に基づき、エネルギー使用量が一定規模以上の事業者に対し、5年度間平均エネルギー消費量（原単位）を年1%以上低減する努力目標を定めるなど、エネルギー使用者に対する規制により、省エネルギーの取り組みを促す枠組みを構築してきました。

本市においても、温室効果ガス排出量削減に向けた緩和策の取り組みとして、再生可能エネルギーの導入拡大を図るとともに、省エネルギーを推進し、エネルギー消費の抑制と効率的なエネルギー活用に努めてきました。

住宅の省エネルギー機器の設置補助や、公共施設への高効率システムの導入などを通じ、市内の省エネルギー化の取り組みを促進してきたことにより、家庭や事業所における二酸化炭素排出量は減少傾向にあります。しかし、本市の二酸化炭素排出量の約5割は家庭や事業所からの排出量であることから、さらなる温室効果ガス排出量削減に向け、日常生活や事業活動における省エネルギーの取り組みが重要となります。

より一層の省エネルギーの推進のために、省エネルギー型の製品やサービスを選択するなど、温暖化対策に資する賢い選択を促す「COOL CHOICE（クールチョイス）」の取り組みを展開するとともに、自発的な行動変容を促す「ナッジ手法」による情報発信を行い、一人一人のライフスタイルや事業形態の変容に繋がる取り組みを推進することが求められます。

また、HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）^{※3} および BEMS（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）^{※4} などのシステムの活用、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）^{※5} および ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）^{※6} の導入など、既存または新たに建設する建物や設備の省エネルギー性能の向上に繋がる支援を行うことで、快適さを維持しつつ、エネルギー消費の抑制と効率活用に資する取り組みを促進することが求められます。

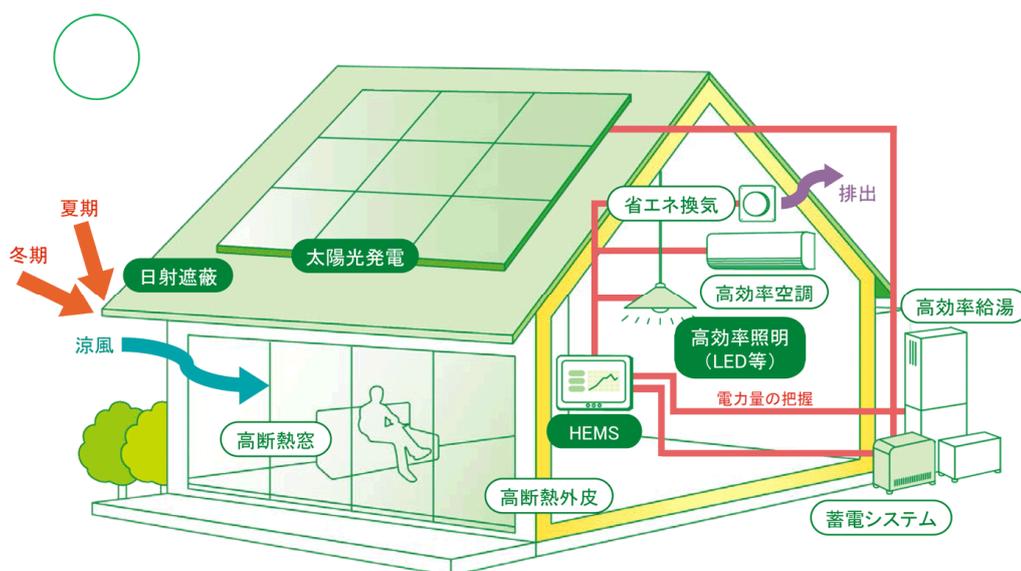


図 4-13 ZEH の概念図

出典：経済産業省資源エネルギー庁ホームページ

■ 施策の方向と実現に向けた取り組み

i 家庭における省エネルギーを推進します

二酸化炭素排出量削減のためには、あらゆる主体において省エネルギーの推進が必要不可欠です。

家庭においては、ライフスタイルの変化や電化製品の多様化、核家族化の進行による総世帯数の増加など、社会構造の変化がエネルギー消費量に影響を与えていることから、各家庭での省エネルギーの推進が引き続き重要となります。

脱炭素社会づくりに貢献する製品への買い換えやサービスを利用するなど、地球温暖化対策に資する「COOL CHOICE（クールチョイス）」の普及啓発を進めるとともに、省エネルギー技術を活用した機器や家庭で使用するエネルギーを節約するHEMS^{※3}などについて、情報提供・導入促進に取り組みます。

省エネルギーの推進にあたっては、行動変容に繋がる取り組みを推進し、一人一人が家庭における省エネルギー対策と省エネルギー技術を活用することが重要となります。

ii 事業活動における省エネルギーを推進します

事業活動における省エネルギーの推進は、事業活動のコスト削減に寄与するほか、企業の社会的責任を果たすうえでも重要となることから、家庭における取り組みと併せて、取り組みを進める必要があります。

エネルギーの使用状況を「見える化」するエネルギーマネジメントを推進するとともに、BEMS^{※4}やFEMS^{※7}、燃料電池などの高効率設備の導入を促進し、エネルギー使用量の削減を図ります。

また、市は一事業者として、事務事業における省エネルギーを推進するとともに、事業者と連携・協力した省エネルギーの取り組みを推進します。

■ 市民・事業者ができること（例）

- 照明器具や家電製品の不必要な利用を控え、待機電力を減らす
- 断熱材の導入など、省エネルギー性能の高い住宅の選択に努める
- 電力の見える化に役立つ「ワットモニター」や「省エネナビ」などを使用する

【用語解説】

※3 HEMS（Home Energy Management System）

：エネルギー消費量を可視化しつつ積極的に制御を行うシステム

※4 BEMS（Building and Energy Management System）

：環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビルのエネルギー管理システム。業務用ビルなど、建物内のエネルギー使用状況や設備機器の運転状況を把握し、需要予測に基づく負荷を加味して最適な運転を行う

※5 ZEH（Net Zero Energy House）

※6 ZEB（Net Zero Energy Building）

：外皮の断熱性能などの大幅な向上や高効率な設備システムの導入、再生可能エネルギーの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅およびオフィスビルなどの建築物

※7 FEMS（Factory Energy Management System）

：工場向けエネルギー管理システム

■ これまでの取り組みと課題

様々な経済・社会活動が展開されている都市部では、大量のエネルギー消費に伴い、二酸化炭素が排出されていることから、都市部における二酸化炭素排出量を削減することが重要となります。

東日本大震災を契機に、エネルギー利用や地球環境問題に関する意識が高まり、持続可能なまちづくりが求められたことで2012年（平成24年）に「都市の低炭素化の促進に関する法律」が成立したほか「第五次環境基本計画」においても、拠点となるべきエリアに都市機能を集約し、これらのエリアを公共交通網などのネットワークで結ぶコンパクトシティを形成する必要があることが唱えられています。

本市では、家庭向け電気自動車などの導入者への補助や、民間事業者などへの電気自動車の購入補助および充電設備の設置補助などを通じて、クリーンエネルギー自動車の導入を促進してきました。

今後も走行時に温室効果ガスを排出しない次世代自動車への転換に向けた取り組みや、公共交通機関などの移動手段を選択することを促すなど、都市部における二酸化炭素排出量削減に向けた取り組みの促進が求められます。

また、市街地の緑化を推進し、人工排熱の増加により都市部の気温が上昇するヒートアイランド現象対策や、脱炭素社会への移行を見据え、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガス排出量削減に資するまちづくりを進めることが求められるほか、温室効果ガス吸収源として、光合成などにより大気中の二酸化炭素を吸収・貯留する生態系のメカニズムを活用したグリーンカーボンおよびブルーカーボン事業など、地域資源を活かしたまちづくりに取り組む必要があります。



図 4-14 給電中の電気自動車のようす

■ 施策の方向と実現に向けた取り組み

i 拠点ネットワーク型都市のまちづくりを推進します

大量のエネルギーを消費する都市部では、様々な経済・社会活動が展開され、二酸化炭素が多く排出されていることから、環境負荷の少ない都市構造へ転換し、都市部における二酸化炭素排出量を削減することが重要となります。

都市構造は、エネルギー消費量に大きく影響することから、エネルギーをより効率的に使用するために都市機能を集約し、拠点を位置付けることで環境負荷の低減に結び付く取り組みが複合的に構築された都市を目指し、検討を進めます。

また、クリーンエネルギー自動車や走行時に温室効果ガスを排出しない次世代自動車への転換に向けた取り組みや、公共交通機関の利用などを促進し、移動手段の選択による二酸化炭素排出量の削減を図ります。

ii 温室効果ガス吸収源に関する取り組みを推進します

植物や微生物には二酸化炭素などの温室効果ガスを取り込み、光合成などにより固定・貯留する働きがあることから、温室効果ガス吸収源としての活用が期待されています。

本市は、三浦半島の核となるまとまりのあるみどりや藻場が点在していることから、これらの自然資源や地域特性を活かした温室効果ガス吸収源に関する取り組みを推進します。

森林などの陸域で固定される炭素(グリーンカーボン)に関する取り組みとして、樹林地の保全・維持管理を推進するとともに、海藻や海底などの海域で固定される炭素(ブルーカーボン)に関する取り組みとして、藻場の保全・再生を図り、生態系の保全をはじめとした副次的効果につながる取り組みを推進します。

iii ヒートアイランド対策を推進します

都市部の気温が上昇するヒートアイランド現象は、建物や自動車などによる人工排熱の増加、アスファルトやコンクリートなどが蓄熱することが主な原因とされ、特に夏季の気温上昇が都市生活の快適性を低下させる現象として問題となっています。

ヒートアイランド対策は、原因を削減する緩和策の取り組みとヒートアイランド現象の影響を踏まえた適応策の2つの視点で取り組む必要がありますが、緩和策の視点では、省エネルギーの推進に組み込み、原因となっている人工排熱の低減を図るとともに、公共施設や市街地の緑化を推進し、みどりの蒸散作用を活用した都市部の温度上昇緩和を図ります。

■ 市民・事業者ができること（例）

- 電車やバスなどの公共交通機関や自転車の利用
- 電気自動車など環境負荷の少ない自動車の選択
- ヒートアイランド対策として打ち水や緑のカーテンの実施

■ これまでの取り組みと課題

地球温暖化を主な要因とした気候変動や、それに伴う自然災害の甚大化が世界的な課題となっていることから、温室効果ガス排出量を削減する「緩和策」の取り組みに加え、すでに起こり、さらに激化しつつある気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」の取り組みをより一層推進していくことが求められます。

2018年（平成30年）11月に閣議決定された「気候変動適応計画」では「農業・林業・水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」の7つの分野における気候変動の影響評価結果の概要を示しており、農作物の主要産地が栽培適地でなくなる可能性や、海水温の上昇による磯焼けにより、海藻や貝類などの定着性水産物が変化することなど、農水産物への影響が予測されています。

本市においては、地球温暖化対策実行計画である「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン（2011～2021）」を地域気候変動適応計画として位置付け「自然災害・沿岸域」「健康」「国民生活・都市生活」の3分野について取り組みを進めてきました。

短時間強雨などによる水害や土砂災害を防ぐために、がけ崩れ防止事業や下水道などの雨水排水設備の整備を進めるとともに、排水能力を超える降雨により、雨を河川などの公共の水域に放流できない場合に発生する内水による浸水や、河川の氾濫による洪水、谷戸地域などの急傾斜地における土砂災害などの発生に備え、ハザードマップの公表・更新を行ってきましたが、今後も災害リスクを考慮した土地利用や取り組みを継続することが求められます。

また、真夏日などの日数が増加傾向にあり、暑さに伴う熱中症の増加や、これまで見られなかった感染症による健康被害の発生が懸念されることから、暑熱対策として、市街地のヒートアイランド対策を進めるとともに、情報発信を行い、幅広い視点から気候変動による被害を回避・軽減するための取り組みが求められます。



図 4-15 緩和策・適応策の概念図
資料：環境省ホームページを基に作成

■ 施策の方向と実現に向けた取り組み

i 自然災害による影響の回避・軽減に取り組みます

2021年(令和3年)8月に公表された「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第6次評価報告書第I作業部会報告書(自然科学的根拠)」においては「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。」としており、地球温暖化を原因とした気候変動の影響による台風の強大化や異常気象などに伴う自然災害のリスクの増加が懸念されています。

こうした自然災害のリスクを回避・軽減するために「流域治水」の考え方も視野に入れながら、がけ崩れ防止事業や下水道などの雨水排水設備の整備を進めるとともに、新たに台風などによる高潮災害に関するハザードマップを作成するなど、ハザードマップの公表・更新を継続して行い、平時および災害時の情報集約と発信を行います。

また、災害時に地域の避難場所となる公園の持つポテンシャルを最大限発揮するための整備など、日頃からハード・ソフトの両面で対策を進め、災害リスクを考慮した土地利用や取り組みを継続します。

ii 市民生活における影響の回避・軽減に取り組みます

気候変動による気温上昇は、人への熱ストレスを増加させ、暑熱による熱中症リスクや死亡リスクを増加させるとともに、感染症の発生など健康面におけるリスク増大が懸念されています。

熱中症や感染症など健康面への影響に対する備えができるよう、情報発信を行い、気候変動の影響について周知啓発を図ります。

また、快適な生活環境に向けた暑熱対策として、市街地の緑化を推進するなど「適応策」として、ヒートアイランド現象への対策を進めます。

■ 市民・事業者ができること(例)

- 土地所有者によるがけ地の防災工事
- ハザードマップなどによる情報収集・確認

身近なところから生活を見直し、 循環型社会を構築するまちをめざします

(1) 基本目標でめざす姿と指標

① 基本目標でめざす姿

私たちの生活は、多くのモノによって支えられ、より便利で豊かなものになりましたが、大量生産と大量消費を繰り返す経済・社会システムは、限りある資源やエネルギーを消費し、多くの廃棄物をもたらしました。

その結果、廃棄物処理にかかる社会的コストの増大や最終処分場の不足、適正な処理がなされないまま廃棄されたものが自然環境に負荷を与えるといった問題が顕在化しています。

近年では、様々な理由により、まだ食べられるにもかかわらず食品が大量に廃棄されてしまう「食品ロス」や、プラスチック製品が適正に処分されないことで生態系に影響を及ぼす海洋プラスチックごみが大きな問題となるなど、廃棄物に関する問題も多様化しています。

本市においては「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき「3R」の取り組みを推進するとともに、ごみ処理に関する課題の解決に向け、2020年（令和2年）には、横須賀ごみ処理施設（エコミル）を稼働するなど、ごみ処理の広域化を進めてきました。

また、2020年（令和2年）9月に「海洋都市横須賀 海洋プラスチックごみ対策アクション宣言」を行い、世界的な問題となっている海洋プラスチックごみに関する取り組みを推進する体制づくりを進めるなど、総合的な取り組みを推進してきました。

今後は、これまでの取り組みに加え、海洋プラスチックごみの対応や自然災害による災害廃棄物への対応、サーマルリサイクルやケミカルリサイクルといったエネルギー資源の有効活用を進めるなど、経済活動や生活様式の変化に伴うごみの質の変化を捉え、適正な処理コストの負担と安定的なごみ処理を推進していくことが求められます。

環境への負荷を低減した循環型社会を構築するためには、社会全体で資源を大切に使う意識を醸成することが求められることから、一人一人が身近なところから生活を見直し、廃棄物の減量化・資源化・適正処理のために行動することが、より一層重要となります。

② 施策の体系

身近なところから生活を見直し、循環型社会を構築するまちをめざします

施策の柱 1	ごみの減量化・資源化の推進
施策の柱 2	ごみの適正処理の推進

③ 基本目標達成の目安となる指標

2026年（令和8年）3月一部改定

2029年度（令和11年度）指標

ごみの減量化・資源化の推進

- ごみの排出量を削減します：**104,061t（2023年度比7.2%削減）**
- ごみの資源化率を向上します：**33.0%（2023年度比0.6%向上）**

海洋都市横須賀 海洋プラスチックごみ対策アクション宣言

近年、海洋プラスチックごみによる環境汚染が世界規模の課題となっており「G20 大阪サミット」において共有された、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年（令和32年）までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーション・ビジョン」の実現に向けた取り組みや、国の「プラスチック資源循環戦略」に基づく取り組みの推進など、プラスチックごみ対策が国内外で展開されています。

こうした背景を踏まえ、三方を海に囲まれ、豊富な海産物や美しい景観など、海から多くの恵みを受けてきた本市として、海洋プラスチック問題に積極的に取り組んでいく旨の宣言を表明しました。

私たちは、海から生まれました。

そして私たち横須賀にとって、海は特別な存在です。

豊富な海産物や美しい景観、マリトレジャーに適した環境など、豊かな海からさまざまな恩恵を受けています。

しかし、近年、海洋プラスチックごみによる環境汚染が世界規模での課題となっており、生態系、生活環境、漁業、観光等への影響が懸念されています。

この問題を解決するためには、私たち一人一人が「自分ごと」として考え、行動することが重要です。

その積み重ねにより、大きな流れをつくっていく必要があります。

「海洋都市 横須賀」として、このような機運を高めるために、市民や事業者と連携して、海洋プラスチックごみ対策のために行動することを、ここに宣言します。

令和2年（2020年）9月15日

海洋都市 横須賀
海洋プラスチックごみ対策アクション宣言

私たちは、海から生まれました。
そして私たち横須賀にとって、海は特別な存在です。
豊富な海産物や美しい景観、マリトレジャーに適した環境など、豊かな海からさまざまな恩恵を受けています。
しかし、近年、海洋プラスチックごみによる環境汚染が世界規模での課題となっており、生態系、生活環境、漁業、観光等への影響が懸念されています。
この問題を解決するためには、私たち一人一人が「自分ごと」として考え、行動することが重要です。
その積み重ねにより、大きな流れをつくっていく必要があります。
「海洋都市 横須賀」として、このような機運を高めるために、市民や事業者と連携して、海洋プラスチックごみ対策のために行動することを、ここに宣言します。

令和2年（2020年）9月15日

横須賀市長 上地 克明



YOKOSUKA

海洋プラスチックごみ対策アクション宣言

図 4-16 「海洋プラスチックごみ対策アクション宣言」ロゴマーク

(2) 施策の柱ごとの方針

施策の柱Ⅰ ごみの減量化・資源化の推進

■ これまでの取り組みと課題

国は2000年(平成12年)に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、環境負荷の少ない循環型社会を形成するための基本的枠組みを整備しました。

その後、2018年(平成30年)に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、環境的側面、経済的側面および社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として「地域循環共生圏」の形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理のさらなる推進と環境再生などを挙げています。

本市においても「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」に基づき、継続的なごみの減量化・資源化の啓発を行うとともにリデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)により可能な限りごみを出さず、やむを得ず出るごみは資源として再利用する「3R」を推進してきました。

これら各種啓発事業や、子どもたちへの体験事業を通じ、ごみの分別や資源の再利用などについての意識が向上したことにより、本市のごみの排出量は減少傾向に転じ、資源化率についても、全国平均および県内平均を上回っています。

今後、ごみの減量化・資源化に向けた取り組みを推進するとともに、世界的な問題となっている海洋プラスチックごみや「食品ロス」に関する取り組みなど、新たな課題への対応を進めることが重要となります。

また、2020年(令和2年)7月からプラスチック製買物袋が有料化したことに伴い、レジ袋の必要性について考える機会が増えるなど、消費者の取捨選択が、ごみの削減に大きく関わっていることを認識するきっかけのひとつとなりました。

こうしたことから、ごみの減量化・資源化のためには、私たち一人一人のモノに対する意識や行動を見直し、生活や事業活動をより一層、循環型のスタイルへ転換することが求められます。



■ 1人1日排出量 ■ 1人1日排出量 (集団資源回収を含む)

図4-17 1人1日当たりのごみ排出量の推移

資料：資源循環部所管データを基に作成

■ 施策の方向と実現に向けた取り組み

i 「3R+1」の取り組みを推進します

本市ではこれまで、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の取り組みにより可能な限りごみを出さず、やむを得ず出るごみは資源として再利用する「3R」を推進してきました。

今後は、これまでの「3R」の取り組みを核としつつ、不要なものや余計なものは「断る」ことでごみを発生させないリフューズ（拒否、発生抑制）の観点を新たに加えた「3R+1」の取り組みを推進し、周知啓発活動を行います。

ii 環境にやさしいライフスタイルへの転換を推進します

環境負荷低減のためには、一人一人が、これまでの消費行動を見直し、資源を有効活用する環境にやさしいライフスタイルへ転換することが求められます。

「3R+1」の周知啓発をはじめ、プラスチック製品やごみに対する意識変容に繋がる取り組みを推進するとともに「食品ロス」に関する情報提供に努め、家庭や事業所からの「食品ロス」の削減に向けた取り組みを推進します。

iii 分別・排出のルールづくりを推進します

私たちがごみを排出する際の行動は、ごみの減量化や資源化に大きく関わっています。

ごみとして排出されたものの中には、資源として利用できるものが多くあるほか、正しく分別することで円滑に資源化・再利用することができるため、結果としてごみの減量化につながります。

また、正しく分別されたごみは、効率よく焼却することができるため、焼却炉の寿命や最終処分場の延命につながることから、ごみの分別・排出のルールについて周知啓発を進めるとともに、必要に応じ、分別区分の検討を進めます。

iv 市民・事業者の活動を支援します

本市におけるさらなるごみの減量化・資源化を推進するには、地域レベルでの取り組みが重要となります。

町内会などの団体と資源回収業者の協力によって行われる集団資源回収の支援や「クリーンよこすか市民の会」によるまちの美化運動の支援、ごみダイエット推進員との市民協働による啓発活動など、地域で活動する市民・事業者の活動を促進します。

■ 市民・事業者ができること（例）

- 長く使えて修理しやすい製品の購入・利用
- 廃棄された後に環境への負荷が少ない製品の購入・利用
- 集団資源回収・バザーなどのリサイクル活動への協力
- 市民団体などが実施する清掃美化活動への参加

■ これまでの取り組みと課題

ごみの適正処理の推進にあたっては、焼却施設や最終処分場の確保、資源化施設の整備など安定的かつ効率的な処理体制の構築が求められています。

これまで本市は、不燃ごみの最終処分場がなく、県外の民間処分場に埋立てを委託していたことに加え、1983年（昭和58年）に稼働した本市唯一の焼却施設である南処理工場の老朽化により、安定的なごみ処理を行うために多額の補修費用を要するなどの課題がありました。

これらの課題は、土地の確保や財政面から本市単独で解決することが困難であったため、隣接する三浦市とごみ処理の広域化を開始し、2020年（令和2年）から横須賀ごみ処理施設（エコミル）を稼働、最終処分場を三浦市に整備しました。

また、空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨ておよび路上喫煙の防止について、市民協働による地域の美化清掃活動や広報誌などによる周知啓発を実施するとともに、事業系ごみについても事業者自らの責任で適正処理を行うよう指導を行い、まちの環境美化を推進してきました。

今後も各施策を継続して実施するとともに、資源化施設であるリサイクルプラザ（アイクル）や、広域ごみ処理施設である横須賀ごみ処理施設（エコミル）については、それぞれの施設の役割を踏まえ、安定的かつ効率的な運営を行う必要があります。

ごみのポイ捨て防止の啓発やまちの美化活動など、市内におけるごみの適正処理を推進し、海洋へのプラスチックごみの流出抑制に取り組むほか、地震や台風、大雨などの自然災害によって発生した災害廃棄物の処理体制を整備するなど、新たな課題に対応していくことが求められます。



図 4-18 横須賀ごみ処理施設（エコミル）

■ 施策の方向と実現に向けた取り組み

i 一般廃棄物の適正な排出を推進します

ごみの適正処理のためには、正しく分別、排出されることが重要となります。

プラスチックごみをはじめ、自然界で分解されないごみが投棄されると、環境に大きな負荷を与えてしまうことから、まちなかのポイ捨てや不法投棄を防ぎ、ごみの適正処理を推進するために、ごみ分別パンフレットやアプリ（スカ☆ごみ）、市ホームページなど多様な媒体を活用した情報発信・啓発を行います。

ii 事業系ごみの適正な排出を推進します

事業者に対し、事業活動に伴い発生するごみの減量化や資源化などをはじめ、適正処理の実施に向けた啓発活動を推進します。

また、事業系ごみの適正処理を図るため、実態把握に努めるとともに、排出事業者や処理事業者に対する指導や監視、パトロールなどによる不法投棄対策を推進します。

iii 効率的なごみ処理を推進します

安定的かつ効率的なごみ処理の推進にあたっては、ごみ処理施設の整備や最終処分場の確保など、処理体制を構築することが重要となりますが、土地の確保や財政面から本市単独での解決は困難であったため、2020年（令和2年）から隣接する三浦市とごみ処理の広域化を開始しました。

今後も資源化施設であるリサイクルプラザ（アイクル）や、広域ごみ処理施設である横須賀ごみ処理施設（エコミル）については、それぞれの施設の役割を踏まえ、安定的かつ効率的な運営を行うため、計画的な設備の更新および補修工事などを行い、ごみを適正に処理する体制を整備します。

また、ごみの焼却に伴い発生する熱を回収し発電を行うサーマルリサイクルを行い、施設内で活用するなど、エネルギー資源を有効活用したごみ処理を推進します。

■ 市民・事業者ができること（例）

- ごみの正しい分別・排出
- 廃棄物の適正な回収・処理

安心して快適な生活環境を実現し、 住みよいまちをめざします

(1) 基本目標でめざす姿と指標

① 基本目標でめざす姿

空気や水を汚す原因のほとんどは、工場などからの排煙・排水、家庭からの排水、自動車からの排出ガスなど、人間の活動に伴って発生しています。

かつて高度経済成長期には、重化学工業が発展した過程で大気汚染や水質汚濁などの環境問題を引き起こしたことによる生活環境の悪化が、生態系や人々の健康に被害を及ぼすなど、公害による被害が深刻化しました。

生活基盤となるきれいな空気や水は、私たちが健康で快適な生活を営もうえて欠かすことのできない存在であることから、安心して暮らすことのできる環境を確保するためにも、生活環境を良好に維持・改善していくことが重要となります。

本市では、生活環境の保全のため、大気汚染や水質汚濁、騒音、振動などの状況把握に努め、必要に応じて関係法令に基づく規制や指導を行ってきました。

これらの生活環境に関わる各分野には、人の健康の保護および生活環境の保全のうえて維持されることが望ましい目標として環境基準が設けられており、現状はおおむね良好な状況を維持しています。

大気環境や水環境は、長期的に改善方向にありますが、近年は高度経済成長期に建設された建造物の老朽化に伴う解体・改修工事において、使用されていたアスベスト建材の除去が増加していることから、建築物の解体・改修時におけるアスベスト飛散防止対策の指導を行う必要があります。

また、都市活動や市民生活に密着した課題として、事業所から発生する騒音、振動、悪臭などの公害も発生していることから、適切な対策が図られるよう、法令・規制に基づき指導するとともに公害苦情の申し立てについては、適切に対応できる体制を維持します。

今後も大気環境、水環境、騒音・振動およびダイオキシン類の調査や発生源に対して、環境法令に基づく規制指導などを行うことで、安心して快適な生活環境を実現し、住みよいまちの実現を目指します。

② 施策の体系

安心して快適な生活環境を実現し、住みよいまちをめざします

施策の柱 1	大気環境の保全・改善
施策の柱 2	水・土壌環境の保全・改善
施策の柱 3	その他生活環境の保全・改善

③ 基本目標達成の目安となる指標

2029年度（令和11年度）指標
<p>大気環境の保全・改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 大気に関する環境基準を達成します：100% ※大気に関する環境基準達成状況（光化学オキシダントを除く）
<p>水・土壌環境の保全・改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 水質に関する環境基準を達成します：100% ※水質に関する環境基準（BOD・COD）の達成状況 生活排水処理率の向上をめざします：98%
<p>その他生活環境の保全・改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音に関する環境基準を達成します：100% ダイオキシン類に関する環境基準を達成します：100%

(2) 施策の柱ごとの方針

施策の柱Ⅰ 大気環境の保全・改善

■ これまでの取り組みと課題

国は、大気汚染に関して、国民の健康を保護し、生活環境を保全することなどを目的として1968年（昭和43年）に「大気汚染防止法」を制定し、工場・事業場から排出または飛散する大気汚染物質について、排出基準を定め、健康被害の防止と大気環境の改善を図っています。

大気汚染は、工場・事業場の活動や自動車などから排出される汚染物質によって引き起こされることから、本市では、追浜・久里浜・西の3行政センターの一般環境大気測定局と小川町交差点の自動車排出ガス測定局において、常時監視を実施し、現状把握に努めています。

近年では、光化学オキシダントを除き、測定を行っている全ての地点で環境基準を達成しています。

また、衣笠行政センター管内では、県道27号の開通や、横須賀ごみ処理施設（エコミル）の稼働など、周辺環境が大きく変化していることから、その変化を監視するため、新たに池上コミュニティセンターに一般環境大気測定局を新設し、2021年度（令和3年度）から本格稼働しました。

近年では、高度経済成長期に建設された建造物の老朽化が進んだことによる解体・改修工事の増加に伴い、使用されていたアスベスト建材の除去が増えることが予想されることから、飛散防止対策を適切に講ずることが必要です。

今後も現在の良好な大気環境を維持するために、工場・事業場に対する立入検査を実施し、大気環境の測定を継続するとともに、建築物の解体・改修時におけるアスベスト飛散防止対策の実施を適切に指導することで、市民の健康被害の未然防止に努める必要があります。



図4-19 常時監視（自動測定機）のようす
（小川町）

■ 施策の方向と実現に向けた取り組み

i 大気環境の測定による状況把握に努めます

大気環境の保全のため、大気汚染物質の測定を継続して行います。

常時監視項目については、環境基準を達成しているものの、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントは環境基準を達成していないことから、今後も注視が必要です。

大気汚染物質の測定を実施し、結果を公表するとともに、光化学オキシダントおよび微小粒子状物質（PM2.5）について、一定基準以上の数値が観測された場合には、速やかに注意喚起を行います。

ii 大気汚染を未然防止するための指導をします

大気環境の保全に際し、発生源に対する対策を講ずることが重要となることから、大気汚染物質の発生源を把握するとともに、工場・事業場に対して「大気汚染防止法」に基づく立入検査を通じて、排出基準の遵守と大気汚染防止の指導を行います。

また、高度経済成長期に建設された建造物の多くにアスベストが使用されており、老朽化が進んだことによる解体・改築工事の増加に伴い、アスベスト建材の除去が増えることが予想されることから、解体等工事におけるアスベストの飛散防止対策の実態を把握するとともに適切な指導を行います。

■ 市民・事業者ができること（例）

- 法令に適合しない焼却炉を使用しない
- アスベスト含有建材が使用されている建築物などの解体・改築時における、適切な飛散防止措置および除去工事の実施
- 環境負荷に配慮した行動

■ これまでの取り組みと課題

国は、1970年（昭和45年）に「水質汚濁防止法」を制定し、工場・事業場から公共用水域へ排出される水や地下に浸透する水に対して、排水基準を定め、規制をするとともに、生活排水対策を推進しています。

また、2002年（平成14年）に「土壌汚染対策法」を制定し、土壌汚染による健康被害の防止に関する措置等を定め、土壌汚染対策の実施を図っています。

本市では、神奈川県知事が定めた公共用水域（河川・海域）および地下水の水質測定計画に基づいて水質の測定を実施しています。

水質汚濁の指標である生物化学的酸素要求量(BOD)および化学的酸素要求量(COD)については、良好な状況で推移しており、河川3地点および海域5地点の全てでおおむね環境基準を達成しています。

今後も、良好な水環境を維持するために、工場・事業場に対して立入検査や排水調査を行い、必要な指導を行います。

また「土壌汚染対策法」に基づく届出等の審査および指定区域にかかる適切な汚染防止対策を指導することにより、土壌汚染による健康被害の防止を徹底します。

生活排水については「生活排水処理基本計画」に基づく取り組みを進めたことにより、長期的に改善傾向がみられますが、さらなる啓発を行うとともに、公共用水域の水質保全にかかる取り組みが求められます。



図 4-20 公共用水域の水質測定のようす
(芦名川)



図 4-21 公共用水域の水質測定のようす
(夫婦橋)

■ 施策の方向と実現に向けた取り組み

i 水環境の測定による状況把握に努めます

水環境保全のため、市内の公共用水域（河川・海域）および地下水の測定を継続して行います。

水質汚濁にかかる環境基準（BOD および COD）は、おおむね達成されていますが、健康および生活環境の保全の観点から、水環境の変化を把握し、良好な水環境を維持するために測定を継続していく必要があります。

今後も法令に基づき、公共用水域および地下水における水質にかかる有害物質などの測定を定期的の実施し、結果を公表します。

ii 水質汚濁・土壌汚染を未然防止するための指導をします

水環境および土壌環境の保全に際し、発生源に対する対策を講ずることが重要となることから、発生源を把握し、工場・事業場に対して、立入検査などによる排水基準の遵守と水質汚濁防止指導を行うとともに、排水基準の遵守状況を確認するために、定期的に排水調査を行います。

また、土壌汚染を未然に防ぐために、法令に基づき、有害物質の使用時の漏洩防止などの指導を行います。

iii 生活排水の適正処理を推進します

河川や海などの公共用水域における水質汚濁は、主に生活排水によるものであることから、健全な水環境を保全するため、生活排水を適正に処理することが重要となります。

水質汚濁状況は、公共下水道の整備や工場・事業場の排水対策により改善傾向にあり、本市の生活排水処理の根幹をなす下水道の人口普及率は、全国平均を上回っていますが、健康で安心して暮らすことのできる生活環境を形成するために、生活排水処理率のさらなる向上が求められます。

今後も公共下水道整備を進め、各家庭の下水道への接続を推進するとともに、下水道事業計画区域外においては、合併処理浄化槽への転換を啓発・指導していきます。

また、生活排水による処理施設への過剰な負荷は、良好な処理の継続を困難にすることから、広報・啓発活動を推進するなど、汚濁負荷量を低減するための取り組みを進めます。

■ 市民・事業者ができること（例）

- 食器の油汚れは、新聞紙などで拭き取ってから洗う
- 洗剤は、環境への負荷の少ないものを選び、適量使用に努める

■ これまでの取り組みと課題

生活環境に関わる環境問題は、多岐にわたり、その内容も経済・社会情勢とともに変化してきました。

国は、1968年（昭和43年）に「騒音規制法」、1976年（昭和51年）に「振動規制法」を制定し、工場・事業場および建設作業に伴う騒音・振動について、必要な規制を行うとともに道路交通に関わる環境基準や要請限度を示しています。

本市では、騒音・振動対策として、幹線道路で道路交通騒音および振動を測定し、結果を公表するとともに、工場・事業場に対し騒音・振動の規制基準の遵守を指導してきましたが、今後も規制指導を継続していく必要があります。

また、環境汚染や人の健康および生態系への影響が懸念される化学物質対策として、1999年（平成11年）に制定された「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類調査を実施しています。

ダイオキシン類は、主に廃棄物焼却施設等から排出されることから、ダイオキシン類の発生源に対する排出基準や維持管理基準の遵守を指導するとともに、大気、水質、土壌、地下水における調査を継続し、化学物質の環境リスクを低減するための取り組みを進めます。

人に不快感や嫌悪感などの心理的影響のほか健康にも影響を及ぼす悪臭などについても、調査や規制基準の遵守を指導するなど、法に基づく調査・指導を継続し、日常生活や事業活動における環境保全の取り組みを推進するとともに、安心して快適な生活環境の実現に向け、環境への負荷の低減を図ることが求められます。



図 4-22 騒音・振動・交通量調査のようす
(国道16号)

■ 施策の方向と実現に向けた取り組み

i 騒音・振動の状況把握に努めます

騒音・振動は、発生源付近で影響を及ぼすため、規制基準への適合に加え、周囲の生活環境が損なわれないことが重要となります。

特定施設を設置している工場・事業場からの法に基づく届出の受理と併せ、規制基準の遵守を事前に指導することで事業活動に伴って発生する騒音・振動の発生源を把握します。

また、市内の幹線道路で道路交通騒音および振動の測定を実施し、結果を公表するとともに、道路の改修または維持管理上の参考となるよう、道路管理者へ情報提供を行います。

ii 騒音・振動・悪臭による公害防止のための指導をします

「騒音規制法」「振動規制法」および「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場・事業場へ立入検査や規制基準の遵守を指導します。

また、騒音・振動・悪臭などの公害苦情の申し立てについて、適切に対応できる体制を維持します。

iii 化学物質（ダイオキシン類）による環境リスクの低減に努めます

環境汚染や人の健康および生態系への影響が懸念される化学物質対策として、大気、河川、海域、土壌、地下水質のダイオキシン類の測定を実施し、結果を公表します。

また、産業廃棄物焼却施設などの設置者に対して、排出基準や維持管理基準の遵守の徹底を指導するとともに、市のごみ処理施設についても施設整備・管理の適正化を図り、ダイオキシン類の削減を図ります。

■ 市民・事業者ができること（例）

- 日常生活の中で、近隣騒音が生じないように配慮する
- ごみ捨てルールの遵守、清掃、管理によるごみの悪臭防止に努める
- 化学物質（ダイオキシン類）に関する正しい知識を身につけるよう努める

環境にやさしい社会の担い手を育むまちをめざします

(1) 基本目標でめざす姿と指標

① 基本目標でめざす姿

現在、気候変動や生物多様性の喪失、海洋プラスチックごみ問題をはじめとした海洋汚染など、地球規模の環境問題が多岐にわたり顕在化しています。

これらの問題は、多様化し、相互に関わりあっていることから、単一的な取り組みだけでは解決が困難になっています。

私たちは、先人から受け継いだゆたかな環境資源を将来の子どもたちへ引き継ぐ義務を有しており、将来世代のニーズを損なうことなく、これらの課題解決を図る必要があることから、一人一人が環境に対する意識を持ち「自分ごと」として考え、環境に配慮した行動を率先して実践することが重要です。

国においては、2012年（平成24年）に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（環境教育等促進法）が完全施行され、質の高い環境教育の実施や、より効果的な取り組みを目指し、学習指導要領においても、環境に関する内容の充実が図られるなど、環境教育・環境学習は重要性を増しています。

本市では「横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン」（2008年（平成20年）3月策定）を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（環境教育等促進法）第8条に基づく行動計画として位置付け、施策を推進してきました。

「横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン」では「人づくり」「機会づくり・場づくり」「情報提供・普及啓発」「連携・協働」の4つのキーワードを掲げ、市民・市民団体・事業者・学校・地域・行政が各主体の役割を認識し、協働による環境教育・環境学習を推進するとともに、環境教育指導者の育成や機会づくり・場づくりを進め、身近な取り組みから問題解決につながる新たな価値観や行動の変容をもたらす「ESD」の視点から、環境教育・環境学習を推進することを目指してきました。

今後もあらゆる人が参加・利用できる環境教育・環境学習の機会や場づくりや、積極的な情報提供を行うことで、環境への興味・関心を高める取り組みを推進します。

一人一人が「自分ごと」として考え、行動できる人づくりと各主体が一体となって連携・協働を推進し、環境保全に取り組む土壌を形成することにより、環境にやさしい社会を担う人材を育むことを目指します。

② 施策の体系

環境にやさしい社会の担い手を育むまちをめざします

施策の柱 1

環境教育・環境学習の推進体制づくり

施策の柱 2

環境教育・環境学習の機会の充実

③ 基本目標達成の目安となる指標

2029年度（令和11年度）指標

環境教育・環境学習の推進体制づくり

- 環境教育指導者登録数の増加をめざします
- 里山ボランティア加入者の増加をめざします

環境教育・環境学習の機会の充実

- 市内の小学校で自然体験学習の機会を提供します：**40校（年間5校）**
- 環境教育・環境学習のカリキュラムの充実を図ります



図 4-23 環境体験事業のようす（猿島）

(2) 施策の柱ごとの方針

施策の柱Ⅰ 環境教育・環境学習の推進体制づくり

■ これまでの取り組みと課題

環境にやさしい社会を実現するためには、知識の習得だけでなく、一人一人が身近な環境との関わりを理解し、環境に配慮した行動を地域レベルで実践することや、様々な主体とパートナーシップを形成し、取り組みを推進することが求められます。

国においても、人づくりの一環として、学校や地域で質の高い環境教育および「ESD」を実践・推進していくリーダーとなる人材育成を目的にリーダー育成研修を開催しています。

また、2018年（平成30年）6月に改訂された「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」においても、持続可能な社会づくりへ主体的に参加する意欲を育むための体験活動を促進することが重要とされており、こうした人材の育成と活用の促進が重要となっています。

本市では、学校や市民の自主的な環境教育・環境学習や環境保全活動を支援するために専門的知識や経験を有する市民ボランティアなどを「環境教育指導者」として登録し、環境教育の場へ派遣するほか、環境教育に活用・利用できる副読本などの教材や情報の提供など、環境教育・環境学習を推進するための体制を構築してきました。

しかしながら、指導者の高齢化など、担い手不足が課題となっていることから、さらなる取り組みの拡大・充実のために、環境活動を指導・牽引できるリーダーの養成・育成について早急に取り組むことが求められています。

また、環境教育・環境学習は、学校、地域、家庭などあらゆる場で行われており、それぞれの取り組みをつなぐことで、より大きな効果が期待されることから、各主体との連携・協働による取り組みをより一層推進していくことが重要となります。

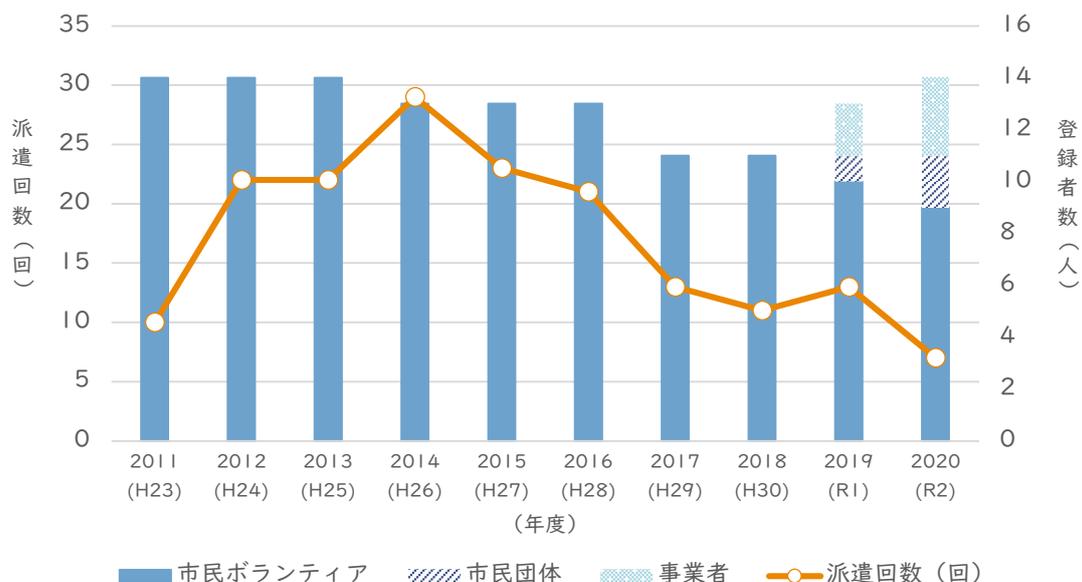


図 4-24 環境教育指導者登録数および派遣回数の推移

資料：環境政策部所管データを基に作成

■ 施策の方向と実現に向けた取り組み

i 自ら行動する人を育みます

今日の多様化し、相互に関わりあっている環境問題を解決するためには、私たち一人一人が身近な環境との関わりを理解し、環境に配慮した行動を実践する必要があります。

地域における環境教育・環境学習のリーダーとなる人材を育成するため、小中学校の教員を対象とした講習会を開催するとともに、専門的知識や経験を有する市民ボランティアに加えて、市民団体や「CSR」（企業の社会的責任）の一環として環境活動に取り組む事業者を「環境教育指導者」として登録するなど、指導者の育成・活用を図ります。

また、環境教育・環境学習のリーダーとなる人材の活動を通じて、子どもたちや地域の人たちが自ら行動できるきっかけづくりを行い、次世代の社会の担い手となる人材育成を推進し、特定の人だけではなく、すべての人が生涯学習として環境教育・環境学習を継続して取り組む体制づくりを進めます。

ii 各主体間の連携・協働を推進します

環境教育・環境学習は、学校、地域、家庭などあらゆる場で行われています。

それぞれの取り組みをつなぐことにより、大きな効果が期待されることから、各主体と連携・協働した取り組みが必要となります。

また、多様な主体によるパートナーシップは「SDGs」の基本的な考え方の一つとして掲げられるとともに「第五次環境基本計画」においても、パートナーシップの充実・強化が求められるものとして「ESD」の理念に基づく環境教育の推進が挙げられています。

これらを踏まえ、本市においても市民団体や事業者、研究機関など様々な主体とネットワークを構築し、パートナーシップを形成する各主体が対等な立場に立ち、適切な役割分担の下で取り組みを推進します。

■ 市民・事業者ができること（例）

- 環境に配慮した行動の実践
- 市や環境関連団体などが主催する講習会やイベントなどへの参加



図 4-25 環境体験学習のようす

■ これまでの取り組みと課題

身近な環境との関わりを理解し、環境に配慮した行動を地域レベルで実践するためには、一人一人の環境に対する意識を醸成することが重要となります。

特に、これからの社会を担う世代については、身近な環境問題への興味・関心を持ち、郷土の環境へ愛着を持つきっかけとなる機会や場の創出が求められています。

学習指導要領においても、教科を横断し、総合的に環境に関する学習内容の充実が図られており、学校などにおける環境教育・環境学習は重要性を増しています。

また、幅広い層の環境教育・環境学習の取り組みを促進していくうえで、環境に関する情報を必要なときに必要な形で入手できるように、環境に関する情報を入手できる情報提供体制の充実を図ることが求められます。

本市では、幼少期から体験活動を通して、身近な環境を学ぶことのできる出前事業や、教育委員会と連携した小学校向けの自然体験学習、身近な地域の自然観光資源にふれあえるエコツーリズムの取り組みを推進してきました。

また、自然体験活動の機会と場の創出に取り組むとともに、市ホームページや広報誌により、環境に関するデータや情報の発信に努めるほか、環境に興味・関心を持ってもらうことを目的に6月の「環境月間」に合わせ、周知・啓発を行ってきました。

今後もあらゆる人が環境教育・環境学習に主体として関わるきっかけづくりとなるよう、自然体験や社会活動体験など様々な体験活動や講座、周知啓発イベントなどの開催を通じて持続的な活動を行う場や機会の充実が求められます。

また、主体的な取り組み意欲を引き出す動機付けや、環境に関する様々な情報提供、市の取り組みの周知を併せて行うなど、主体的な参加意欲を育むための手法や工夫が必要となります。



図 4-26 保育園での環境体験学習のようす

■ 施策の方向と実現に向けた取り組み

i あらゆる人が参加できる機会・場づくりを推進します

環境教育・環境学習の推進にあたっては、私たちの生活や行動が環境に大きな影響を及ぼしていることを理解するとともに「自分ごと」として考え、環境問題の解決に向けて行動することが必要です。

また、身近な環境問題から自然環境や地球規模の環境問題まで、多岐にわたる環境問題に対する「気づき」や興味・関心を持つきっかけとなる機会や場を創出することが重要となります。

環境への興味・関心を持つためのきっかけづくりとして、自然観察会や里山的環境保全・活用事業、エコツアーなど、環境資源を活かした体験活動の開催や、自然・人文博物館および馬堀自然教育園をはじめとする多くの環境関連施設を環境教育・環境学習の拠点として活用するとともに、事業者が提供する環境活動の場を積極的に活用していきます。

今後も多様な主体と連携・協働し、機会や場の充実を図るとともに、個々の活動が新たな活動や地域へ広がる環境教育・環境学習の推進に努めます。

ii 情報提供・普及啓発を推進します

幅広い環境教育・環境学習の取り組みを推進していくうえで、誰もが環境に関する情報を必要なときに必要な形で入手できるよう、情報提供体制の充実を図ることが必要です。

広く環境の保全についての関心と理解を深め、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高める趣旨から、6月の「環境月間」に合わせ、イベントや周知・啓発活動を展開します。

また、市ホームページや広報誌など、多様な媒体を通じて、環境に関する情報発信を行い、環境に関する情報を必要なときに必要な形で入手できる情報提供体制の充実を図ります。



図 4-27 令和3年度「環境月間啓発イベント」の様子

■ 市民・事業者ができること（例）

- 自然と身近にふれあうことができるエコツアーなどへの参加
- 子ども達が自然にふれあう機会の創出
- 環境問題に関するニュースなどの情報収集